

Title	ヨーロッパ倒産法の改正について
Sub Title	Zur Reform des Europäischen Insolvenzrechts
Author	Hau, Wolfgang(Haga, Masaaki) 芳賀, 雅顯
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	2017
Jtitle	法學研究：法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.90, No.3 (2017. 3) ,p.33- 58
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	資料
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-20170328-0033

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

資料

ヨーロッパ倒産法の改正について

ヴォルフガング・ハウ

芳賀雅顯／訳

I 序論

ヨーロッパ連合（EU）は、一九五七年に設立されたヨーロッパ経済共同体（EWG）を法的に引き継いだものである。現在、二八あるEUの構成国は、ヨーロッパ機能条約（AEUV）二六条に基づき、モノ、ヒト、サービスおよび資本の自由な往来が保障された、障壁を有しない域内空間を形成している。この域内市場の主役はヨーロッパ企業であるが、これらの企業は、より一層各国の国境を越えて活動し、相互に協力し合い、場合によってはコンツェルン法上の観点で結びついている。ヨーロッパは、こ

こ数十年、相互に発展してきた経済交流によって非常に多くの利益を得てきた。もちろん、その反面、企業の危機あるいは倒産が、その企業の本拠（*origin*）を有する国を越えて生ずることもある。このことは、倒産法、とくにその国際的局面が、EUにおいてもはや各国の法秩序の問題だけではなく、ヨーロッパレベルで規律されなければならないのはなぜなのかを長きにわたって再確認させている。以下では、まず、この関係で現在極めて重要な、倒産手続に関する二〇一五年五月二〇日の規則（*Reg. 2015/848*）の背景と重要な改正（第二章および第三章）、そしてヨーロッパ倒産法におけるその他の現在の展開を略述するものである（第四章）。

II 二〇〇〇年EU倒産規則から二〇一五年EU倒産規則へ

1. 背景

ヨーロッパ国際倒産手続法の出発点は、一九六八年の裁判管轄および執行に関するブリュッセル条約 (Brussels Convention)⁽¹⁾であり、これはすでに一九七三年に当時の六つのヨーロッパ経済共同体加盟国 (ベルギー、ドイツ、フランス、イタリア、ルクセンブルクおよびオランダ) で発効したものである。ブリュッセル条約は、民事および商事事件について、国際裁判管轄および判決の執行を定めるものであったが、²破産、和議およびそれらに類する手続³を明確に除外していた (一条二文二号)。それにもかかわらず、国際倒産法に関する統一的な規律も切望されていた。いくつかの試みが失敗に終わった後、一九九五年一月二三日に倒産手続に関する条約が合意に至った。⁽²⁾もともと、条約の発効はイギリスの反対により実現しなかったが、それは条約の内容に問題があったのではなく、政治的な理由によるものであった。

2. 二〇〇〇年EU倒産規則

一九九九年のアムステルダム条約発効後、ヨーロッパ倒産法は大いに発展することができた。⁽³⁾この条約の一般的な目的は、ヨーロッパ連合を「自由、安全および法についての単一の領域」として形成することとされていた。ヨーロッパ一次法についてなされた変更によって、域内市場の円滑な機能に必要な限りにおいて、ヨーロッパレベルで涉外民事事件に関する措置が認められることとなった。それによって、国際民事手続法は、初めて、もはや国際条約を通じてではなく、ヨーロッパレベルで直接適用される規則を通じて規律されることが可能となった。この新たな権限に基づいた最初の立法行為が、倒産手続に関する二〇〇〇年五月二九日の規則 (No. 1346/2000)⁽⁴⁾であった (以下では二〇〇〇年倒産規則とする)。二〇〇〇年倒産規則は、二〇〇二年五月三十一日の施行日以後に開始した (四三条および四七条)、デンマークを除くヨーロッパ連合のすべての構成国における倒産手続をカバーするものであった。直接適用されるヨーロッパ法として、二〇〇〇年倒産規則は、その事項的、時間的、そして場所的・人的観点における適用範囲が満たされる限りにおいて、国際倒産に関する各構成国の規定 (ドイツでは、倒産法三三五条から三四八条)

に優先する。

二〇〇〇年倒産規則を施行した理由および規律の重点は、規則の検討理由に書かれている。すなわち、企業がますます各国の国境を越えて活動するため、一つの倒産は、域内市場の秩序だった機能にマイナスの影響を及ぼすこととなり、それゆえ、支払不能となった債務者の財産に関する措置についての協力を定める共同体の立法行為が必要とされた（検討理由二および三）。とくに問題視されたのは、担保権および個々の債権者の優先権について、各国の倒産法の扱いが大きく異なっていたことである（検討理由一）。このような背景から、債務者が財産または法的紛争をある構成国から別の構成国へと移動させ、それによってより有利な法的地位を得ようとすることは、阻止されなければならぬとされた（検討理由四）。渉外的効力を有する倒産手続の効率性および実効性を高めるために、国際倒産管轄、「外国倒産手続の」承認および「国際倒産に適用される」準拠法「決定」に関する規定が必要であると考えられた（検討理由八）。

二〇〇〇年倒産規則は、各構成国の法秩序において定められた倒産手続に関するもののうち、債務者の財産の全部または一部の差押えおよび管財人の選任を結果として生じ

させる包括手続だけをカバーする（二〇〇〇年倒産規則一条一項）。これに対して、債務者が自然人か法人か、商人か非商人かは問題ではない（検討理由九）。もともと、保険会社、信用機関および証券会社の財産に関する倒産手続は、除外された（二〇〇〇年倒産規則一条二項）。

二〇〇〇年倒産規則によると、普及効を伴う主たる倒産手続は、債務者が主たる利益の中心を有する場所（二〇〇〇年倒産規則三条一項）、すなわち、いわゆる主たる利益の中心地（center of main interests）⁷、つまりCOMIを有する構成国において開始する。また、同規則は、主たる倒産手続と並行して、債務者が営業所を有する構成国で第二倒産手続（Sekundärsolvenzverfahren）を開始することを認めている（二〇〇〇年倒産規則三条二項ないし四項、二七条以下）。三条一項にいうところの債務者の主たる利益の中心地が構成国以外にある債務者は、二〇〇〇年倒産規則によってカバーされないし、また、この場合にはEU内で第二倒産手続が開始することもない。もちろん、問題となっている債務者企業が第三国（たとえば、日本）に定款上の本拠（Satzungssitz）を有していても、ヨーロッパの観点からCOMIがEUにあると考えることはできる。

抵触法上は、主たる倒産手続についても、また場合に

よって生じる属地的倒産手続 (Partikularverfahren) についても、原則として倒産手続開始地国法 (*lex fori concursus*) が適用される (二〇〇〇年倒産規則四条および二八条)。すなわち、関係人および法律関係に対して倒産手続が有するすべての手続法上・実体法上の効果、さらに手続開始要件、倒産手続の進展および終了はそれぞれの手続開始地国法によって定まる。この基本原則を補充するものとして、手続開始地国法を基準としない特別連結が定められている (二〇〇〇年倒産規則五条以下)。すなわち、物権法上の権利には特別連結が妥当し、その根拠、有効性および適用範囲は通常は物の所在地法によって定まるのであり、また、一定の労働法上の諸問題についても特別連結が妥当する。

二〇〇〇年倒産規則は、二〇〇二年の施行以来、実務上重要かつ信頼性のある法的枠組みであることが実証され、ヨーロッパ以外でも大きな関心を引き寄せた。⁽⁵⁾ その後の改正は、主として「倒産規則の」附則に掲げられたリストに含まれる手続と管財人に関するものであった。⁽⁶⁾ ヨーロッパ倒産規則の成功に貢献してきたのは、とくに、一連の先行判決手続を通じて、ヨーロッパ司法裁判所が、疑念が生じた解釈問題について回答する機会を有してきたことである。⁽⁷⁾

そうすることで、主たる利益の中心という二〇〇〇年倒産規則の管轄システムにとって中心となる概念や、これに関係する規則三条一項二文の法律上の推定がどのように解釈されるべきかを、ヨーロッパ司法裁判所は示すことができた。⁽⁸⁾ また、債務者が手続開始後に主たる利益の中心地を移動させた場合でも「当初の」管轄は維持される (管轄恒定 : *perpetuatio fori*) ことや、⁽⁹⁾ 主たる利益の中心地は各企業ごとに個別に審査されなければならないこと、つまり、管轄は債務者企業以外の企業に拡張されることはないこと [訳者注 : コンツェルンを形成する A 会社の国際倒産管轄は、同じコンツェルンを形成する B 会社が倒産した場合に当然に拡張されるものではないこと] が明らかにされたことも重要である。⁽¹⁰⁾ しばしば、ヨーロッパ司法裁判所は、どの手続が倒産法上の性質を有し、また、それによってブリュッセル (I) 規則 (現在ではブリュッセル (I a) 規則) 一条二項 (b) に基づき、一般的な民商事事件とみなすことが否定されるのかという問題に関わってきた。通常の給付訴訟は、たとえ倒産管財人によって提起された場合であっても、倒産した請求権者がその訴訟を提起することができたのであれば、ブリュッセル (I a) 規則にいう一般的な民商事事件に含まれるとされる。⁽¹¹⁾ これに対して、ヨー

ロッパ司法裁判所は、とくに否認権訴訟を二〇〇〇年倒産規則に含まれるとし、また、たとえ被告がEU構成国内に住所を有しない場合であってもそのように扱われるとした⁽¹²⁾。さらに、ヨーロッパ倒産規則についてヨーロッパ司法裁判所が下した裁判のうち、別の重点領域は、「外国倒産手続の」承認に関する法、さらに第二倒産手続に関する個別問題⁽¹⁴⁾、および、倒産手続開始地国法 (*lex fori concursus*) の及ぶ範囲とその例外に関するものである⁽¹⁶⁾。

3. 改正作業の動き

二次法に関する立法作業につき通常なされるのと同様に、二〇〇〇年倒産規則もまた審査条項を四六条に有し、それによるとヨーロッパ委員会は、おそくとも二〇一二年六月までにヨーロッパ議会、理事会および経済社会委員会に対して、倒産規則の適用に関する報告書を提出する義務を負っていた。ヨーロッパ委員会は、若干遅れて二〇一二年一月一二日に報告書の提出を行った⁽¹⁷⁾。報告書が示したところによると、倒産規則は一般的には十分機能していると判断されたものの、国境を越えた倒産手続の一層効率的な実施を可能にするために、いくつかの規定の適用を改善する余地があるとされた。その際、委員会は、とくに二六の

構成国における規則の評価に関する比較法的研究に依拠した⁽¹⁸⁾。同時に、委員会は、二〇一二年一月一二日に、報告書とともに、二〇〇〇年倒産規則の変更に関する提案を行ったが、それは大きな関心呼び、学説において詳細な議論がなされた⁽²⁰⁾。委員会草案は、その後、立法手続において担当機関によつて審議され、その際に、この種の事案でよくあることであるが少なからず修正が加えられた。

4. 二〇一五年EU倒産規則

改正に向けた努力の結果、倒産手続に関する規則 (*Regulation* 2015/848 以下では二〇一五年倒産規則という) は、二〇一五年五月二〇日に、すなわち、二〇〇〇年倒産規則施行一五年を間近に迎える日に公布された。それまでの倒産規則と比べて、二〇一五年倒産規則は、非常に規模が大きくなった。すなわち、検討理由は三三から八九になり、また条文数は四七から九二に増えた。二〇一五年倒産規則は、従前の基本構造や多くの基本的判断を踏襲ないし発展させたが、細部では多くの変更を行っている。そこで、規則の立法者は、たんなる規則の変更ではなく、むしろ、まったく新しい立法手続を行うように指示したものと考えられる⁽²¹⁾。二〇一五年倒産規則の附則Dに掲げられた表は、多くの修

正がなされたものの、双方の規則を比較する手助けになる。

二〇一五年倒産規則の外形的構造は、従前の法と広範囲にわたり一致している。すなわち、詳細な検討理由に基づき、第一章においては、とくに適用範囲、国際倒産管轄、および準拠法に関する一般規定が続いている。それに引き続き、第二章は承認問題、第三章は——かなり増加したが——第二倒産手続、そして第四章は債権者の情報提供および債権届出である。経過規定および最終規定に関する最終章（これまでは第五章、現在は第七章）の前に、二〇一五年倒産規則では二つのまったく新しい章、すなわち、コンツェルン倒産に関する章（第五章）、およびデータ保護に関する章（第六章）が挿入された。

二〇一五年倒産規則は、すでに二〇一五年六月二五日に発効している（九二条）。もちろん、この倒産規則は、二〇一七年六月二六日以降に開始した倒産手続に対してのみ適用される（八四条一項一文）⁽²²⁾。二〇〇〇年倒産規則は廃止されるものの（九一条一項）、二〇一七年六月二六日よりも前に開始した、あるいは開始するであろう手続については、引き続き基準となる（八四条二項）。また、債務者がそれ以前になした法的行為についても、従前の法状況が引き続き妥当する（八四条一項二文）。二〇一五年倒産規則

則において定められたいくつかの変更は、各構成国レベルで、新たな実施規則の制定を要するものである。そこで、ドイツについては、連邦司法省が二〇一六年七月二七日にドイツでの実施法に関する参事官草案を提出している。そして、その計画によると、倒産法施行法（EGInsO）に新たな規定（二〇二c条）を挿入し、その規定は二五の条文を有するとされている。⁽²³⁾

場所的・人的観点からは、二〇一五年倒産規則は二〇〇〇年倒産規則と同様に、デンマークを除くEU全体に適用されるものである（参照、検討理由八八）。イギリスおよびアイルランドは、司法協力に関する立法については選択権を留保しているが、両国は二〇一五年倒産規則の適用を認めるとの選択権を行使した（参照、検討理由八七）。もっともイギリスについては、「現実には」そのようになるのかは、間近に迫ったEU脱退（Brexit）⁽²⁴⁾にかんがみると大いに疑問がある。

III 二〇一五年倒産規則の重要な改革

以下では、二〇〇〇年倒産規則と比較して、二〇一五年倒産規則が有するもっとも重要な改革を紹介する。⁽²⁵⁾ 説明の

順番は、二〇一五年倒産規則の外形的枠組みに沿うものである。⁽²⁶⁾

1. 事項的適用範囲の拡大

二〇〇〇年倒産規則と同様に、二〇一五年倒産規則は、固有のヨーロッパ倒産手続を創設したのではなく各構成国の倒産法に積み上げたものであり、そして、各構成国によって指定された附則Aで掲げられた手続を対象とする（二〇一五年倒産規則一条一項三段、従前は二〇〇〇年倒産規則二条（a））。その際、附則Aにおいて手続の種類を掲げるといのは、たんにリストに掲げたということだけではなく、規則の適用との関係において創設的な効果をも意味する。とくに、この附則において掲げられた手続の種類の効力だけが、二〇一五年倒産規則一九条以下（従前は、二〇〇〇年倒産規則一六条以下）の規定に基づき、ただちに他のすべての構成国において承認される。

二〇一五年倒産規則は、これまでと同様に、包括手続という概念と結びついている。この概念は、現在、二条一号において定義づけられており、そこでは、すべての債権者に関与するのではなくて、債権者のうち主要な者だけが関与する手続も考えられていることは、注目に値する（参照、

検討理由一四）。また、倒産手続の開始が公に知られることがなく、それゆえ、*「公開の包括手続」*ではない、秘密裏に実施される倒産手続もまた将来にわたり除外されたままである（検討理由一二および一三）。

とくに重要と思われるのは、附則Aに掲げる対象となった各構成国の手続の数が非常に増えたことである（この点については、検討理由九から一八を参照）。二〇〇〇年倒産規則が、*「債務者の倒産を前提とし、債務者のすべてまたは一部の財産の差押、および管財人の選任を生じさせる」*（二〇〇〇年倒産規則一条一項）*「包括手続」*についてのみ適用されたのに対して、二〇一五年倒産規則は、その事項的適用範囲を明らかに拡大した。すなわち、今度は、*「暫定的手続を含む公開の包括手続が対象となるが、この包括手続は、倒産に関する法律上の規定に基づいて実施され、かつ救済、債務調整、更生または清算するために、（a）債務者から、その者の財産に関する処分権能を全面的または部分的に奪い、そして管財人が選任される場合、（b）債務者の財産および行為が、裁判所の管理もしくは監督に服する場合、または（c）債務者と債権者との交渉を可能にするため、裁判所によって、または法律の規定に基づき個別執行手続が一時的に中止されることが認められ、*

その中止された手続が総債権者の保護のために適切な措置を規定しており、かつ、(a) または (b) に掲げられた手続のうちの一つを前置することに合意が見いだされなかった場合²⁶ になされる手続のすべてを含むものである(二〇一五年倒産規則一条一項二段)。

二〇一五年倒産規則一条一項の新規定、および二条三号での新たな法律用語の定義により、倒産手続における債務者自身による財産管理もまた「規則の適用に」含まれることが明らかになった。これは自明のことのように思われる。なぜならば、すでに二〇〇〇年倒産規則は、たとえば、倒産法二七〇条に基づくドイツ倒産法上の自己管理に対して適用可能であったからである(二〇〇〇年倒産規則二条(b)に関する附則Cは、倒産法二七四条にいうところの監督人(Sachwalter)も記載している)。さらに、注目すべきと思われるのは、将来、倒産開始前または倒産回避のために実施されるものの、管財人が選任されず、また債務者の財産に対する差押もなされない、たんなる再建手続も含まれる可能性があることである。倒産の蓋然性があるということだけで、そのような手続が開始するならば、その手続の目的は債務者の倒産を回避することか、あるいは債務者の営業活動停止を回避することである(二〇一五年倒

産規則一条一項二段)。このことは、ドイツ法の視点からすると、倒産法二七〇a条に基づく暫定的自己管理手続および倒産法二七〇b条に基づくいわゆる傘の保護手続(Schutzschirmverfahren)も、それぞれ暫定的な監督人だけが選任されることから(倒産法二七〇a条一項二文、同法二七〇b条二項一文)、二〇一五年倒産規則の適用範囲に含まれる可能性があることを意味する。⁽²⁷⁾

2. 主たる倒産手続の国際倒産管轄

主たる倒産手続を開始する国際倒産管轄は、これまでと同様に主たる利益の中心地(COMI)に連結しており、現在は、——ヨーロッパ司法裁判所の判決にしたがい⁽²⁸⁾——規則独自に定義されている。すなわち、債務者が、通常、自己の利益を管理し、かつ第三者によって確認することができる場所²⁹がそうであると考えられている(二〇一五年倒産規則三条一項一段二文)。外形的な認識可能性を基準にしたことは(いわゆる、*business activity approach*)、重要であると思われる。なぜならば、それによって、これと反対の立場(いわゆる、*mind of management approach*)が否定されたことになるからである。

これまで妥当してきた推定、すなわち、企業または法人

の主たる利益の中心地（COMI）がその本拠地（*Ort ihres Sitzes*）であるとの推定は、維持されている（二〇一五年倒産規則三条二項二段一文）。補充的に、規則の立法者は、今度は、それに相当する推定を自然人について規定した。すなわち、債務者が独立した営業活動または自由業を営む場合には主たる営業所、その他の場合には常居所が基準として設けられた（二〇一五年倒産規則三条一項三段一文および四段一文）。これら三つの推定はすべて、反対事実の証明（*Beweis des Gegenteils*）によって覆すことが可能であり、検討理由三〇は、——ここでも、ヨーロッパ司法裁判所にならって——これに近いことを示している。

基準となる状況（本拠、主たる営業所または常居所）が、倒産手続開始申立前の一定期間のうちに別の構成国に移動した場合には、推定は適用されないことが明示された（二〇一五年倒産規則三条一項二段から四段の各二文）。この、いわゆる不信期間（*Suspektperioden*）または *lock back periods* は三か月間であるが、常居所については六か月とされている。この新しい規律の背景は債務者によるいわゆるフォーラム・ショッピングを阻止することにあるが、規則の立法者は、このフォーラム・ショッピングを好ましく

ないと考えただけでなく、詐欺または権利濫用に近いものである——正しくは区別ができない——と考えた（検討理由二九および三一）⁽³⁰⁾。不信期間は法律上の推定だけを覆すことに注意すべきであり、主たる利益の中心地（COMI）が個別具体的事案において申立ての直前に実際に移動したと証明することは依然として可能である⁽³¹⁾。

これと関連して、倒産手続の申立てがなされた裁判所があるいは、裁判所に申立てがなされなかった場合には管財人が、職権で倒産手続開始のための国際管轄を審理することに関して新しい規律が設けられたことも言及に値する（二〇一五年倒産規則四条）⁽³²⁾。さらに、債務者、債権者および——倒産法廷地法に基づき——他の手続関係者が、主たる倒産手続開始の判断を取消す可能性も新たに定められた（二〇一五年倒産規則五条）。どのような法的救済がこれに対して認められるのかは、もちろん、規則では定められておらず、倒産法廷地法である「各構成国の倒産に関係する国内」手続法に課されている⁽³³⁾。

先に挙げた措置が、いわゆる免責を追い求めるツァー（*Restschuldbefreiungs-Tourismus* 訳者注：免責の可否や条件については各構成国で異なるため、債務者は免責獲得に有利な国で倒産手続を開始しようとするフォーラム・

ショッピングの一形態)のインセンティブをなくさせるのに実効性があるのか、その判断には今しばらく時間を要する。⁽³⁴⁾その他に、外国倒産手続の承認に関する法については、新しくルール化がなされていないことに注意を要する。すなわち、倒産手続の開始はヨーロッパレベルで承認されること(二〇一五年倒産規則一九条一項一文、従前は二〇〇〇年倒産規則一六条一項一文)、承認義務は倒産手続の開始および終了について下された裁判にも及ぶこと(二〇一五年倒産規則三二条一項、従前は二〇〇〇年倒産規則二五条一項)、そして外国倒産手続の承認は例外的に公序の留保に基づく場合にのみ拒否することができること(二〇一五年倒産規則三三条、従前は二〇〇〇年倒産規則二六条)は、これまでと同様である。正当な立場によれば、免責可能性を得ようとして債務者がそのCOMIを濫用的に他の構成国に移動した場合に、手続開始地国の裁判所が国際倒産管轄を十分に審査しなかったとしても、公序違反があったとはいえない。⁽³⁵⁾また、二〇一五年倒産規則三条も四条も、ただちに公序に属するものではないことは、これまでと同様である。これと異なり、倒産手続開始地国における裁判所が、二〇一五年倒産規則五条に反して、国際倒産管轄を認めることに反対する債権者に実効的権利保護を与えな

かった場合には、公序違反となりうるであろう。

3. 関連手続に関する国際倒産管轄

長い間にわたって大いに議論されてきたのは、いわゆる関連訴訟ないし倒産財団増殖訴訟(Annex- bzw. Masseanreicherungsklagen)がブリュッセル(I)規則または二〇〇〇年倒産規則の適用範囲のいずれに含まれるのか、そして、どの管轄ルールが適用されるのかであった。⁽³⁶⁾周知のように、ヨーロッパ司法裁判所は、実務上最も重要なケース、すなわち否認権訴訟につき二〇〇〇年倒産規則が事項的に適用され、また同規則三条一項が関係するとして、この議論を終結させた。⁽³⁷⁾それによると、ひとたび裁判所の管轄が主たる倒産手続開始地国において認められると、このことは——ブリュッセル(I)規則の体系で定められている被告住所地原則(actor sequitur forum rei)の基本原則とは異なり——否認権訴訟の相手方が他の構成国に住所を有している場合にも妥当するとされた。さらに進んでヨーロッパ司法裁判所は、後に関連訴訟について、被告が第三国に住所を有する場合にも倒産手続における管轄集中(via attractive concursus)⁽³⁸⁾を肯定した。

規則の立法者は、このヨーロッパ司法裁判所の判決を二

〇一五年倒産規則六条で採用している。すなわち、二〇一五年ヨーロッパ倒産規則三条に基づく管轄は、倒産手続から直接生じ、かつ密接な関係にある訴訟に拡張されるとした（六条一項）。その際に、例として否認権訴訟が挙げられたが、しかし、それに限られるとはしなかった。それ以外にどのような事件類型が倒産法特有の関連訴訟に分類されるのかという問題について規則は答えておらず、むしろ、各国の法に委ねられたままになっている。³⁹⁾ いずれにしても、検討理由三五が明らかにしているように、債務者が手続開始前に締結した契約から生じた義務の履行に関する通常訴訟は、これに該当するとは考えられていない。

二〇一五年倒産規則六条一項が原則として専属管轄であることは明らかである。⁴⁰⁾ もつとも、管財人は、——あるいは自己管理の場合には、債務者が——二〇一五年倒産規則六条二項および三項に基づき、関連訴訟を被告の住所地在においても提起することができる。しかし、それは、関連訴訟が同一被告に対する別個の民商事法上の訴訟と密接な関係に立ち、かつブリュッセル（Ia）規則四条以下に基づき、後者の訴訟について住所地国裁判所が管轄を有する場合である。この点について、検討理由三五が挙げている例としては、倒産管財人が企業経営者に対して責任追及を行

い、その際に、倒産法上の責任訴訟（すなわち、関連訴訟）をその他の会社法上または不法行為法上の訴えに併合する場合である。

関連訴訟で下された判決の承認は、二〇一五年倒産規則三二条一項二段にしたがって、倒産手続における裁判に關して二〇一五年倒産規則で定められているルールにより判断される。つまり、二〇一五年倒産規則三二条二項にしたがって、ブリュッセル（Ia）規則の規定により判断されるわけではない。

4. 抵触法

二〇一五年倒産規則は、倒産抵触法について変更をほとんど行っていない。労働契約に関する特別連結について二〇一五年倒産規則一三条二項において挿入され明確にされた点、すなわち、労働契約の終了または変更に関する同意については、主たる倒産手続が開始した国の裁判所がただちに管轄を有するわけではないということが明らかにされたが、これは本来の意味での抵触規範ではない。さらに、倒産手続の効力が係属中の訴訟に及ぼす影響に関する規律が補充されたと説かれる。すなわち、倒産財団の対象について仲裁手続が申し立てられた場合に、倒産手続がどのよ

うな効果を有するのかという問題は仲裁手続の法に服することを、二〇一五年倒産規則一八条は明確にした。もっとも、仲裁判断の承認および執行に関する規定は、このルールによって変更を受けるものではない(検討理由七三の二文)。

5. 倒産の登録

ヨーロッパレベルで、インターネットによる倒産の登録を行うシステムが暫時導入されたことは、二〇一五年倒産規則の重要な改革である(この点については、検討理由七五から八〇を参照)。このことを通じて、法的交流および商取引「に際して」は、EUで開始し進行しているすべての倒産ないし再生手続について、容易、即時かつ無料で情報を入手することができるとされた。ドイツをはじめいくつかの構成国では、すでにオンラインでアクセスが可能な倒産登録「制度」があり、またすでに二〇一四年七月以来、ヨーロッパ司法ポータルに相互にリンクしている⁽⁴²⁾。二〇一五年倒産規則は、この制度と結びついている。この目的「の達成」のために、二四条および二七条は、いまやすべての構成国に対して、国内レベルでインターネットベースの倒産登録「制度」を導入することを義務付け、少なくとも

も規則で定められた情報については、無料でアクセスできるようにしなければならないとした。データ保護法に基づいて、自然人の倒産については例外が定められている(二〇一五年倒産規則二四条四項および二七条三項)。次のステップとしては、すでに設けられた、あるいは新しいルールによって創設されることとなる各国の登録「制度」は、相互にネットワーク化されることになっている(二〇一五年倒産規則二五条)。すなわち、遅くとも二〇一九年六月二六日までに、EU司法ポータルにおいて、EUレベルで集中化した電子アクセスのポイントを設置するように努力がなされている(<https://e-justice.europa.eu>)。このシステムは、各国のすべての倒産登録における、義務に関する情報や、その他すべての書類や情報の検索をEUのすべての公用語で可能にするものである。

このインターネットベースによる倒産登録という新しいヨーロッパのシステムによって、これまでの規律、すなわち、倒産手続の開始に関する裁判や、それに伴い必要に応じてなされる管財人の選任に関する裁判が他の構成国において公告され、またそれらの国で登録されるとの規律が変更を受けるものではない(現在は二〇一五年倒産規則二八条および二九条において規定されている)。もっとも、管

財人は、そのような措置をなす権限を有するだけでなく、一定の要件下でそのようにする義務を負う点が新しくなった。

6. 第二倒産手続

すでに述べたように、第二倒産手続の法に関する先行判決問題 (Vorlagefragen) の中でも、とくに主たる倒産手続との調整に関する問題は、これまで二〇〇〇年倒産規則について、ヨーロッパ司法裁判所が下した裁判や学問的議論の重点領域を形成している。⁽⁴³⁾ それゆえ、倒産規則の改正がとくにこの問題領域に深く関係してきたことは、驚くに値しない。関連するのは、現在の二〇一五年倒産規則三条二項から四項、同規則三四条から五二条、さらに検討理由三七から五〇である。

さらに、二〇一五年倒産規則の新たな規定は、債務者が他の構成国に二〇一五年倒産規則二条一〇号にいう営業所を有する場合には、その（あるいは複数の）構成国で第二倒産手続を開始することができるとした。その際、第二倒産手続の効果は、第二倒産手続が開始した構成国領域に所在する債務者の財産に制限される点は、そのまま維持された（現在は、二〇一五年倒産規則三四条三文）。しかし、

従前の二〇〇〇年倒産規則三条三項二文では、第二倒産手続は清算手続でなければならないとしていたが、この規定は削除された。それどころか、将来、営業所所在地国法に基づき、個別具体的事件において主たる倒産手続と第二倒産手続との間に一貫性のある手続の種類を選択することができる（参照、二〇一五年倒産規則三八条四項および五一一条）。

第二倒産手続は、主手続の普及効を打ち破るものである〔訳者注：主たる倒産手続の効力は第二倒産手続が開始した国には及ばない〕。債務者の倒産財団が非常に錯綜している場合に財団全体を管理するときや、関係する法体系の相違が著しいと考えられる場合に、この手続は有用であることが実証されている（参照、検討理由四〇）。これらの場合、主たる倒産手続の管財人は、二〇一五年倒産規則三七条一項（a）にしたがい、第二倒産手続の開始を申し立てる。しかし、実際には、申立ては、むしろ二〇一五年倒産規則三七条一項（b）がいう他の者によって、とくに二条一一号にいう、その地域の地元債権者 (Gläubiger) によつてなされている。また、管財人は、これらの場合には、第二倒産手続の開始に反対することが少なくない。なぜならば、第二倒産手続は倒産財団の効率の

な管理を妨げることになりかねないとの危惧を、管財人が抱いているからである（参照、検討理由四一）。実際に、地元の債権者達は管財人に対して、第二倒産手続を開始させると威嚇することで、不当に優遇してもらおうとしてプレッシャーを試みていることが明らかになっている⁽⁴⁴⁾。これを背景に、新しいルールは二つのことを明らかにしている。すなわち、一方で、二〇一五年倒産規則三八条一項によると、第二倒産手続の申立てがなされた裁判所は、主たる倒産手続の管財人にその申立てを知らせて聴聞しなければならぬとし、他方で、二〇一五年倒産規則三九条によると、主手続の管財人は、第二倒産手続の開始を命じた裁判の取消しを求める権限を有するものである。

さらに、その他に、二〇一五年倒産規則の特色として、不必要な第二倒産手続を回避あるいは少なくとも中止することが挙げられる。とりわけ、二〇一五年倒産規則三六条における、倒産実務に基づいたモデルに適合している興味深いかつ詳細なルールは、このことを裏付けている。すなわち、第二倒産手続開始を不要にするために、主手続の管財人は、第二倒産手続の開始が可能な構成国に所在する財産を考慮して、以下のことを保証することができる⁽⁴⁵⁾とした。すなわち、その保証とは、管財人が、当該財産または換価

して取得した金銭を配分するに際しては、あたかも第二倒産手続が開始した場合におけるのと同じだけの、各構成国法による配当を受ける権利のない優先権を認めるというものである⁽⁴⁶⁾。そこで、*「仮想的 virtual」*、あるいは *「総合的 synthetisch」*、第二倒産手続とよばれる⁽⁴⁶⁾。このような保証 *Zusicherung*（約束 *undertaking*）を管財人が書面で付与し（四項）、また、知られたる地元債権者が⁽⁴⁷⁾——場合に よっては、条件付きの多数債権者が——承認した場合には、その保証は拘束力を有する（六項）。地元債権者は、保証の遵守を裁判所に審査してもらうことができるし（七項から九項）、違反があったときには管財人に責任を負わせることができるが（一〇項）、当初予定されていたものとは異なり、保証それ自体は債務名義となるものではない⁽⁴⁸⁾。管財人が保証をなし、これが拘束力を有するとしても、二〇一五年倒産規則三七条二項に基づき、三〇日以内に第二倒産手続の開始を申し立てることができる。管財人によって申し立てられた裁判所は、保証を通じて地元債権者の利益一般が適切に保護されていると確信した場合には、二〇一五年倒産規則三八条二項に基づいて第二倒産手続の開始申立てを却下しなければならない。二〇一五年倒産規則三八条三項は、さらに別の選択肢、すなわち、申し立てられた第

二倒産手続の開始を最低三か月間、中止することを定めている。

第二倒産手続が実施された場合、二〇一五年倒産規則四一条は、これまでと同様に、関係する管財人間で国境を越えた協力および意見交換を行うための詳細な準則を定めている。新たに加わったのは、管財人間の準則に対応する、裁判所相互の間（二〇一五年倒産規則四二条）および管財人と裁判所との間（二〇一五年倒産規則四三条）の協力に関する準則である。検討理由四八は、このこととの関係で、二〇〇九年七月一日のUNCITRALによる国境を越えた倒産協力に関する実務ガイド（Practice Guide on Cross-Border Insolvency）に相当する選択肢を示している。⁽⁴⁹⁾また、実務上の指針として、国境を越える倒産手続のための意見交換および協力に関するヨーロッパ・ガイドライン（European Communication and Cooperation Guidelines on Cross-Border Insolvency Proceedings）が有用である。このガイドラインは、Wessels と Virgós が INSOL Europa の委託により提出したものである。⁽⁵⁰⁾注意すべきは、二〇一五年倒産規則は、協力義務に違反したとしても制裁が定められていないことである。

7. 債権届出

二〇一五年倒産規則は第四章において、実務上、法の実現のために重要な、債権者に対する情報提供および債権届出に関する新たなルールを導入した。将来、管轄裁判所または管財人は、二〇一五年倒産規則五四条に基づき、ヨーロッパの司法ポータル（<https://e-justice.europa.eu>）において、すべての公用語で公開される標準通知書を用いて、債権者に倒産手続の開始を知らせる義務を遵守するものとされた。手続開始の統一的通知や、すでに言及したインターネットベースの倒産登録に関するヨーロッパのシステム、そしてその他の新しい規律は、債権者が国境を越えた債権届出を容易に行えるようにすることを目的としている。そこで、二〇一五年倒産規則五三条一文は、二〇〇〇年倒産規則三九条とは異なり、書面による債権届出を求めず、手続開始地国法が定めるコミュニケーション手段であればいずれも十分であるとした。さらに、規則は、債権届出に際して各構成国の法が弁護士の協力を必要とすることを禁じた（二〇一五年倒産規則五三条二文）。

とくに重要と思われるのは、債権者が利用可能であるものの利用義務はない債権届出の標準書式を、ヨーロッパ委員会が二〇一五年倒産規則五五条に基づき別途提供している

ることである(参照、四項)。これまで、届出は、任意のEU公用語を用いてなされていたが、今後も、債権者から手続開始地国の公用語に翻訳することが求められる場合がある(五項)。届出期間は、二〇一五年倒産規則五五条六項により、原則として手続開始地国法により定まるが、外国債権者を保護するために、倒産登録の公開から最低限三〇日の期間が規則上定められている。

二〇〇〇年倒産規則では、第四章において、手続開始地国以外の構成国に常居所、住所または居所を有している債権者に対してのみ、情報提供および債権届出に関するルールが適用されることを明らかにしていた。したがって、そのルールでは、第三国(たとえば、日本)に居住している債権者はメリットがない。新しい第四章は、たしかに、*「外国債権者」*と述べているが、このことは二〇一五年倒産規則二項一二号での定義が示すように、構成国の債権者のみを指している。したがって、第三国の債権者の法的地位は、引き続き、各構成国の倒産法によって定められることになる⁽⁵¹⁾。

8. コンツェルン企業の倒産

二〇一五年倒産規則は、詳細な規定を有する新しい第五

章(五六条から七七条)によって、国境を越えたコンツェルンの倒産という実務上非常に困難かつ複雑な倒産事件を扱うことを初めて試みた。一読に値する検討理由(とくに五一から六二)によって、規則の立法者が新たなルールについて約束していることのイメージが伝わる。規則がコンツェルンという概念を用いずに、*「企業グループ」*と述べていることは、とくに重要とは思われない。倒産規則二条一三号により、この*「企業グループ」*という言葉には親会社とすべての子会社が含まれ、その際、*「親会社」*とは、一つまたは複数の子会社を直接的または間接的に支配する会社をいうと解される(二四号)⁽⁵²⁾。この法概念の定義は注目に値する。なぜならば、この新しいルールは、従属的結合(Unterordnungskonzerne)のみ関係し、水平的結合(Gleichordnungskonzerne)には関係しないことを明らかにしたからである⁽⁵³⁾。

同一企業グループに属する複数の企業の財産について倒産手続が開始し、すべての企業が同一の構成国に主たる利益の中心地を有する場合には、大きな問題は生じない。国際倒産管轄は、二〇一五年倒産規則三条一項に基づき、すべての債務者企業について同一の法廷地だけが認められ、また、すべての手続について同一人が管財人に選任される

ことを通じて、裁判所は手続の協調を容易にすることができ(参照、検討理由五三)。

ある企業グループに属する複数の企業が複数の構成国に主たる利益の中心地(COMI)を有する場合は、大きな問題が伴う。この点について、二〇一五年倒産規則は、すでにヨーロッパ司法裁判所が確認した原則、すなわち、企業グループに属する企業が倒産した場合、それぞれ別個に独自の手続が開始されなければならない、また、手続法上あるいは実体法上、複数の倒産手続が統合されることはないということを堅持した。また、学説において議論された提案、すなわち、親会社の本拠(Sin)にヨーロッパ法上の統一的コンツェルン管轄を設けるとの提案については、規則の立法者は、(まだ)採用しなかった⁽⁵⁴⁾。

その代わりに、二〇一五年倒産規則は、企業グループを構成する個々の企業についての倒産手続が調和して進展するようにした。この点について二つの試みがなされ、それにより第四章に二つの節が設けられた。すなわち、第一に、協調行動と意見交換に関するもの(五六条から六〇条)、第二に、グループ調整手続の可能性(六一条から七七条)についてである。検討理由六二が明らかにしているところによると、以下に概略する諸規定が適用されるのは、同一

企業グループに属する複数企業の財産に関する手続が、複数の構成国において開始した場合⁽⁵⁵⁾である。

密接な協調行動と意見交換は、主手続と第二倒産手続の関係におけるのと同様に、個別手続が複数開始している場合の調整を可能な限り成功に導くことに資するとされる。これに関しては、二〇一五年倒産規則四一条から四三条におけるのと同様に、五六条から五八条において、管財人も裁判所も義務を負い、また相互にネットワーク化を図っている。二〇一五年倒産規則は協調義務に違反した場合でも制裁規定を定めていないことに注意する必要がある。もっとも、「各国の」倒産手続法が制裁、すなわち、管財人の責任を定めることは可能である⁽⁵⁷⁾。管財人は義務を負うだけでなく、二〇一五年倒産規則六〇条によって、同じ企業グループに属する他の企業について生じた手続において特別の権能を有する。とくに重要であるのは、コンツェルンのレベルで再生による解決を可能にするために、時間を区切って換価行為を中止する権利が認められたことである(二項(b)および二項)。それぞれの管財人は、並行倒産手続において債権者集会に参加することができるが、議決権は有しない。

第五章第二節において定められたグループ調整手続は、

コンツェルンレベルで再生による解決をなすことについて賛同を得て実施する手続上の枠組みとして、関係者に貢献するものとされる。これもまた、二〇一五年倒産規則七二条三項が強調するように、倒産手続または倒産財団の協調にすぎず統合ではない。グループ調整手続の開始を申し立てることができるのは、グループ企業の財産に関する倒産手続で選任された管財人であればよく、グループ企業のうちの一つの企業に関する倒産手続について管轄を有する裁判所に申し立てればよい(二〇一五年倒産規則六一一条一項。複数の構成国で申立てが競合する場合については、二〇一五年倒産規則六二条に注意すること)。債権者は申立権を有しない。管財人により申し立てられた裁判所が、グループ調整手続の開始が必要であると考えた場合、裁判所は、他のグループ企業の倒産手続のために選任された管財人にそのことを伝える(二〇一五年倒産規則六三条)。これらの管財人のうちの一人が異議を申し立てた場合、その管財人による倒産手続は、グループ調整手続には組み込まれない(二〇一五年倒産規則六四条および六五条。事後にオプト・インする可能性については、二〇一五年倒産規則六九条を参照)。管財人たちは、三分の二の多数によって、グループ調整手続の開始が申し立てられた裁判所以外の裁判

所が管轄を有すべきであるとの決定を行うことができる(二〇一五年倒産規則六六条)。

グループ調整手続が開始すると、二〇一五年倒産規則六八条一項(a)により、調整人(Koordinator・コーディネーター)⁽⁵⁸⁾が選任される。この調整人は管財人の任免権を有するが、すでに管財人として選任されている場合や利益相反となる場合には調整人にはなることができない(二〇一五年倒産規則七一条)。二〇一五年倒産規則七二条により、コンツェルンレベルでの再生による解決に関する計画案の作成や具体化は管財人が責任を負う。とくに、管財人は、関係する倒産手続の機関の間で生じた紛争に際しては仲介しなければならない。調整人は、推奨または調整計画の形で提案を提示することができる。直接的な拘束力はそのような提案には生じないが、提案が実施されない場合には理由を述べる義務が生ずる(二〇一五年倒産規則七〇条二項二段)。

9. 要約

新たなルールの中の多く、とくに第二倒産手続およびコンツェルン倒産に関するルールについては、どの程度、実務上実施可能なものであるかを判断するには時間を要す

る。それにもかかわらず、二〇一五年倒産規則については、合理的な妥協の産物であること、そして国境を越える倒産手続を処理するためのヨーロッパでの法的枠組みをさらに改善しなければならないことは明らかである。⁽⁵⁹⁾

IV 展望…ヨーロッパ倒産法における今後の発展

とくに、いくつかのEU構成国が深刻な損害を生じさせてしまった世界的な財政危機を背景にすると、ヨーロッパ倒産規則をも越えた、倒産法のヨーロッパレベルでの統一が大いに議論されていることは驚くに値しない。そこで、ヨーロッパ委員会は、二〇一二年二月二日に「会社および企業の倒産に際しての手続方法に関するヨーロッパの新たな試み」を公にした。⁽⁶⁰⁾そこでは、構成国間における倒産法の著しい相違を克服し、企業の救済または再生を容易にするための諸方策が提案された。ヨーロッパ委員会は、すでに二〇一四年三月一二日に、企業破綻および企業倒産回避のための新たな試みに関する勧告（Nr. 2014/135/EC）を公にした。⁽⁶¹⁾検討理由一に基づいて、ヨーロッパ委員会は、次の点を確保する決意をした。すなわち、財政的に窮境にあるものの存続可能な企業が、EUにおいて、

その営業所所在地を問わずに早期に再建を行うことを可能にする構成国の倒産に関する枠組みにアクセスし、その結果として倒産を回避し、また、そのことを通じて債権者、被用者、株主および経済が全体として最大限価値を有するようにする。さらに、勧告によって、誠実であるにもかかわらず倒産となつている企業に、EUでもう一度チャンスが与えられる」と。この構成国に向けられたヨーロッパ委員会の勧告は、窮境にある企業のための各国倒産手続に関する共通原則、および、中小企業に関する倒産手続の時間と費用を抑える具体的方策を含むものである。また、ヨーロッパ委員会は、この勧告を、二〇一五年九月三〇日の「資本市場共同体の形成に向けたアクションプラン」において、ふたたび取り上げた。⁽⁶²⁾そこでは、ヨーロッパ委員会は、早期の企業再編および「セカンド・チャンス」に関する規定を含む、企業倒産に関する立法の草案を発表した。ヨーロッパ委員会は、二〇一六年に、内容的に二〇一四年勧告に沿うと考えられる指令の提案を提出するものと見込まれている。

ヨーロッパではさらなる展開が、これまでと同様、具体的に見込まれている。すなわち、こんにちすでに、EU法は将来、国境を越える倒産だけではなく、国内倒産につい

て基準となることが予測されている。換言すると、ヨーロッパ倒産法においては、国際倒産事件について単に協調するためのルールに向けた意思疎通を越えて、真の統一法を創設するための行動が、論理的であるしまた適切であると考えられている⁽⁶³⁾。

(訳者付記)

本翻訳は、二〇一六年一月二日(水)に青山学院大学青山キャンパスにおいて行われた、ドイツ連邦共和国パッサウ大学法学部教授ヴォルフガング・ハウ氏 (Professor Dr. Wolfgang Hau) による講演会の原稿である。講演テーマの原題は、Zur Reform des Europäischen Insolvenzrechts である。講演会の開催に際しては、青山学院大学法学部の西澤宗英教授、フリードリッヒ・レンツ教授、松川実教授にご協力をいただいた。ここに厚く感謝を申し上げます。講演者のハウ教授は、一九六八年にドイツで生まれ、ザールラント大学法学部、トリアー大学法学部などで学び、トリアー大学リンダッハー教授の下で博士論文、教授資格論文を作成している。その後、日本においても証明責任論で著名なムジラク教授の後任として二〇〇三年にパッサウ大学法学部に赴任し(民法、民事訴訟法および国

際私法講座を担当)、法学部長(二〇〇八年から二〇一〇年)、副学長(二〇一〇年から二〇一四年)を歴任、また、二〇一六年からミュンヘン高等裁判所判事も兼務している。また、学生向けの教科書として、Linke/Hau, Internationales Zivilverfahrensrecht, 6. Aufl. 2015 (Dr. Otto Schmidt); Musielak/Hau, Grundkurs BGB, 14. Aufl. 2015 (C. H. Beck) など著している。

本稿翻訳に際しては、講演者のハウ教授の了解のもと、日本語の理解を優先して訳出したため必ずしも文法には忠実ではなく、また、適宜、角括弧(「」)を用いて補足している。

最後に、ハウ教授の招聘に際しては、石川明教授記念手続法研究所(理事長・三上威彦慶應義塾大学法務研究科教授)による財政的援助を受けたことを特記し、謝意を表するものである。なお、本翻訳は科研費(課題番号24530102)による研究成果の一部である。

(一) 民商事事件における裁判管轄および裁判の承認に関する一九六八年九月二七日のブリュッセル条約(ABJ. 1972 L 299/32)。

- (2) ヨーロッパ理事会文書 (Ratsdokument) である CONV/INSOL/XI. ZEuP 1996. 325 ならびに公刊された点に関する Virgós や Schmit の異なる形式報告書または以下における閲覧可能である。 http://euзpr.eu/eudocs/01/prozessr/40insolvenzvert/01eginsu/eginsu-095-virgosschmitbericht_6500-1-96rev1.pdf.
- (3) ABL 1997 C 340/1.
- (4) ABL 2000 L 160/1. その後、わずかの期間を置いてブリュッセル条約もまた、二〇〇〇年二月二日の民商事事件における裁判管轄および裁判の承認執行に関する規則(いわゆるブリュッセル(Ⅰ)規則)に取って代わられた(Nr. 44/2001, ABL 2001 L 12/1)。この規則は、やがて二〇一二年二月二日の民商事事件における裁判管轄と裁判の承認執行に関する規則(いわゆるブリュッセル(Ⅰa)規則)によって再度補充され、さらに発展した(Nr.1215/2012, ABL 2012 L 351/1)。
- (5) 二〇〇〇年倒産規則が、第三国に対してどの程度モデルとしての役割を果たしたのかという問題については、Haga, Das europäische Insolvenzrecht aus der Sicht von Dritstaaten, in: Gotwald, Europäisches Insolvenzrecht – Kollektiver Rechtsschutz, 2008, S. 169 参照(以下)。
- (6) 1963年12月14日, Nr. 603/2005, ABL 2005 L 100/1; Nr. 694/2006, ABL 2006 L 121/1; Nr. 1791/2006, ABL 2006 L 363/1; Nr. 681/2007, ABL 2007 L 159/1; Nr. 788/2008, ABL 2008 L 213/1; Nr. 210/2010, ABL 2010 L 65/1; Nr. 583/2011, ABL 2011 L 160/52; Nr. 517/2013, ABL 2013 L 158/1; Nr. 663/2014, ABL 2014 L 179/4 参照(以下)。
- (7) 概観については、以下を参照。Fehrenbach, Die Rechtsprechung des EuGH zur Europäischen Insolvenzverordnung, ZEuP 2013, 353 参照(以下)。
- (8) EuGH, 2.5.2006 – C-341/04 (Eurofood), EuZW 2006, 337; EuGH, 20.10.2011 – C-396/09 (Intereid v. Intesa), EuZW 2011, 912.
- (9) EuGH, 17.1.2006 – C-1/04 (Staubitz-Schreiber), EuZW 2006, 125.
- (10) EuGH, 15.12.2011 – C-191/10 (Rastelli v. Hidoux), EuZW 2012, 153.
- (11) EuGH, 4.9.2014 – C-157/13 (Nickel & Goeldner Spedition v. Kintira), RIW 2014, 673, 674 f. 個々の債権者が提議した訴訟を民商事事件に分類するかどうかについて EuGH, 18.7.2013 – C-147/12 (ÖFAB v. Koot), EuZW 2013, 703, 704 参照(以下)。
- (12) 基本となる判例として EuGH, 12.2.2009 – C-339/07 (Deko Marty), NJW 2009, 2189.
- (13) EuGH, 16.1.2014 – C-328/12 (Schmid v. Hertel), NJW 2014, 610; EuGH, 4.12.2014 – C-295/13 (G.T. v. HK),

- EuzW 2015, 141.
- (14) EuGH, 2. 5. 2006 – C-341/04 (Eurofood), EuzW 2006, 337.
- (15) *ノルネット* EuGH, 11. 6. 2015 – C-649/13 (Nortel Networks), EuzW 2015, 593; EuGH, 4. 9. 2014 – C-327/13 (Burgo v. Illochroma), EuzW 2015, 34; EuGH, 22. 11. 2012 – C-116/11 (Handlowy v. Christianapol), EuzW 2013, 141; EuGH, 17.11.2011 – C-112/10 (Zaza Retail), EuzW 2011, 966; EuGH, 21. 1. 2010 – C-444/07 (MG Probud), EuzW 2010, 188 を参照。
- (16) *ノルネット* EuGH, 10. 12. 2015 – C-594/14 (Kornhaas), NJW 2016, 223; EuGH, 16. 4. 2015 – C-557/13 (Lutz v. Bäuerle), EuzW 2015, 429; EuGH, 15. 10. 2015 – C-310/14 (Nike European Operations Netherlands v. Sportland Oy), EuzW 2016, 35 を参照。
- (17) 倒産手続に関する二〇〇〇年五月二十九日の理事会規則 (EEG Nr.1346/2000) の適用に関する委員会報告書 (COM (2012) 743 final)°。
- (18) *Hess/Oberhammer/Pfeiffer*, European Insolvency Law – The Heidelberg-Luxembourg-Vienna Report, 2014 「ヨーロッパ」書籍の形で公開されている。
- (19) COM (2012) 744 final.
- (20) *たてえ* ドイツ法の観点からは *Beck*, EU-Kommission gibt Reform des Insolvenzrechts neuen Schub, ZVI 2013, 250; *Kindler*, Hauptfragen der Reform des Europäischen Internationalen Insolvenzrechts, KTS 2014, 25; *Mock*, Das (geplante) neue europäische Insolvenzrecht nach dem Vorschlag der Kommission zur Reform der EuInsVO, GPR 2013, 156; *Prager/Keller*, Der Entwicklungsstand des Europäischen Insolvenzrechts, WM 2015, 805; *Renß*, Europäisches Insolvenzrecht 30 oder doch nur Version 1.1? – Der Vorschlag der Kommission vom 12.12.2012 zur Reform der Europäischen Insolvenzverordnung, EuzW 2013, 165; *Thole*, Die Reform der Europäischen Insolvenzverordnung – Zentrale Aspekte des Kommissionsvorschlags und offene Fragen, ZEuP 2014, 40; *Thole/Swierczok*, Der Kommissionsvorschlag zur Reform der EuInsVO, ZIP 2013, 550 を参照。
- (12) 同様にブリュッセル (I) 規則を改正し、ブリュッセル (I a) 規則に移行する際も、そのようになされた。これは異なるって定められたのが、いわゆるヨーロッパ少額事件手続の場合である。すなわち、少額債権に関するヨーロッパ手続の導入に関する二〇〇七年七月十一日規則 (Nr. 861/2007, ABl. 2007 L 199/1) は、二〇一五年十二月十六日 Nr.2015/2421 規則によつて瞬時に変更された (ABl.

- 2015 L 341/1)⁽²²⁾
- (22) 八四条一項の条文の文言は「条文の編集ミスがある(二〇一七年六月二十六日「後一」)。この文献を参照する」²³⁾ *Wagner*, Aktuelle Entwicklungen in der justiziellen Zusammenarbeit in Zivilsachen, NJW 2016, 1774 Fn. 5.
- (23) *たふべちふていふたうて閣議記録* 489。
https://www.bmjv.de/SharedDocs/Gesetzgebungsverfahren/DE/Verordnung_ueber_insolvenzverfahren.html の²⁴⁾ *ひごうてち²⁵⁾ Skaurdszun*, Anmerkungen zum RefE des BMJV für ein Durchführungsgesetz zur neuen EuInsVO 2015, DB 2016, 2165 を参照する。
- (24) *のふていごうてち²⁶⁾ Hess*, Back to the Past – BREXIT und das europäische internationale Privat- und Verfahrensrecht, IPRax 2016, 409 (416, 回頁²⁷⁾ *ふへい* *ヨーロッパ倒産規則* *ひごうてちふてい* を参照する。
- (25) *ふふひ²⁸⁾ Albrecht*, Die Reform der EuInsVO ist abgeschlossen – eine Übersicht, ZInsO 2015, 1077; *Frind/Pannen*, Einschränkung der Manipulation der insolvenzrechtlichen Zuständigkeiten durch Sperrfristen – ein Ende des Forum Shopping in Sicht?, ZIP 2016, 398; *Fritz*, Die Neufassung der Europäischen Insolvenzverordnung: Erleichterung bei der Restrukturierung in grenzüberschreitenden Fällen?, DB 2015, 1882 und 1945.
- Kindler/Sakha*, Die Neufassung der Europäischen Insolvenzordnung, EuZW 2015, 460; *Parzinger*, Die neue EuInsVO auf einen Blick, NZI 2016, 63; *Vallender*, Europaparlament gibt den Weg frei für eine neue Europäische Insolvenzverordnung, ZIP 2015, 1513; *Wimmer*, Übersicht zur Neufassung der EuInsVO, jurisPR-InsR 7/2015 Anm. 1 の紹介論文を参照する。
- (26) データ保護に関する二〇一五年倒産規則七八条から八三にかけて新たに採用された規定は、すべて倒産法上の内容を有するものではないが、すべて詳細には論じない。
- (27) *Kindler/Sakha*, EuZW 2015, 460, 461. の点について附則 A にもつづきの種の手続を明示的に取り上げる必要があつたのかは疑問である。取り上げる必要性を否定するの²⁹⁾ *ち³⁰⁾ Fritz*, DB 2015, 1882, 1883.
- (28) 基本となる判例として EuGH, 2. 5. 2006 – C-341/04 (Eurofood), EuZW 2006, 337.
- (29) EuGH, 20. 10. 2011 – C-396/09 (Interredil v. Intesa), EuZW 2011, 912 を参照する。
- (30) フォーラム・ショッピングと区別をしようとする³¹⁾ *に賛成するのち³²⁾ たふべち³³⁾ Fritz*, DB 2015, 1882, 1885.
- (31) 明確に決めるの³⁴⁾ *ち³⁵⁾ Fritz*, DB 2015, 1882, 1885; *Parzinger*, NZI 2016, 63, 65.
- (32) *のふていごうてち³⁶⁾ Vallender*, ZIP 2015, 1513, 1515 f.

を参照のこと。

- (33) *Vallender*, ZIP 2015, 1513, 1516; Wimmer, jurisPR-InsR 7/2015 Anm. 1, II.4.
- (34) 今のところ成功するのか懐疑的であると述べるのは *Kindler/Sabka*, EuZW 2015, 460, 462. Näher *Frind/Pannen*, ZIP 2016, 398 ff.
- (35) 近時、明確に述べられているのは BGH, 10. 9. 2015 - IX ZR 304/13, ZIP 2015, 2331.
- (36) 今のところ、その詳細には *Hau*, Masseanreicherung und Gläubigerschutz im Europäischen Insolvenzrecht - Anfechtung, Eigenkapitalersatz und Durchgriffshaftung, in: Gottwald, Europäisches Insolvenzrecht - Kollektiver Rechtsschutz, 2008, S. 79 を参照のこと。
- (37) EuGH, 12. 2. 2009 - C-339/07 (Seagon v. Deko), EuZW 2009, 179.
- (38) EuGH, 16. 1. 2014 - C-328/12 (Schmid v. Hertel), NJW 2014, 610; EuGH, 4. 12. 2014 - C-295/13 (G.T. v. H.K.), EuZW 2015, 141.
- (39) 今の点についてはドイツ法の観点から列挙をしつづける *Vallender*, ZIP 2015, 1513, 1517 を参照のこと。同論文では、倒産法八一条が関係する同法二四条に基づく訴訟、刑法二八三条以下が関係する民法八二三条二項に基づく訴訟、倒産法九二条および九三条に基づく訴訟、債権表記載債権の確定を求める訴訟、倒産管財人がなした行為の有効性に關する訴訟、支払不能時点以降または債務超過確定時以降になされた金銭の返還を債務者である企業の経営者に対して求める倒産管財人の訴訟、および、倒産管財人の責任に關する賠償請求を求める訴訟が掲げられている。
- (40) 同趣旨を説くのは *Vallender*, ZIP 2015, 1513, 1517; *Wimmer*, jurisPR-InsR 7/2015 Anm. 1, II.5.
- (41) ドイツについては、倒産法九条および以下を参照のこと。 www.insolvenzbeamtung.de.
- (42) これを参照のこと。 https://e-justice.europa.eu/content_insolvency_registers-110-de.do.
- (43) 詳細は *Fehrenbach*, Haupt- und Sekundärinsolvenzverfahren - Zur sachgerechten Verfahrenskoordination bei grenzüberschreitenden Unternehmensinsolvenzen, 2014 を参照のこと。
- (44) ちなみに *Wimmer*, jurisPR-InsR 7/2015 Anm. 1, II.7a を参照のこと。
- (45) 今の点については詳細は *Maniowski*, Zusicherungen zur Vermeidung von Sekundärinsolvenzen unter Art. 36 EuinsVO - Synthetische Sekundärverfahren, NZI 2015, 961 を参照のこと。
- (46) 今の専門用語については *Parzinger*, NZI 2016, 63, 66 を参照のこと。

- (47) ドイツにのみあり、倒産法114四条を参照のり。
- (48) 1の点にのみあり、*Valender*, ZIP 2015, 1513, 1518を参照のり。
- (49) 以上を参照のり。 http://www.uncitral.org/pdf/english/texts/insolven/Practice_Guide_Ebook_eng.pdf.
- (50) 以下を参照のり。 <http://bobwessels.nl/wp-content/uploads/2016/08/CoCo-Text-October-2007.pdf>.
- (51) 従前の法状況にのみあり、*Mäsch*, in: Rauscher, Europäisches Zivilprozess- und Kollisionsrecht, Band II, 4. Aufl. 2015, Art. 39 EG-InsVO Rn. 8以下を参照のり。
- (52) 4の註釋に於て *Eble*, Auf dem Weg zu einem europäischen Konzerninsolvenzrecht – Die „Unternehmensgruppe“ in der EuInsVO 2017, NZI 2016, 115を参照のり。
- (53) 1のりにより失効を示すのり、*Kindler/Sabka*, EuZW 2015, 460, 465.
- (54) EuGH, 15. 12. 2011 – C-191/10 (Rastelli v. Hidoux), EuZW 2012, 153を参照のり。
- (55) *たふべ*、1のりにより好意留保をのり、Dies begrüßen etwa *Fritz*, DB 2015, 1945 f.; *Kindler/Sabka*, EuZW 2015, 460, 466; *Valender*, ZIP 2015, 1513, 1530.
- (56) 海外関係にのみ4の註釋に於て *Wimmer*, jurisPR-InsR 7/2015 Anm. 1, II.9cを参照のり。
- (57) *たふべ*、*Parzinger*, NZI 2016, 63, 67; *Valender*, ZIP 2015, 1513, 1530; *Wimmer*, jurisPR-InsR 7/2015 Anm. 1, II.9cを参照のり。
- (58) 1の者の法的地位にのみ1の註釋に於て *Eble*, Der Gruppenkoordinator in der reformierten EuInsVO – Bestellung, Abberufung und Haftung, ZIP 2016, 1619を参照のり。
- (59) 同4への意見表明により、*たふべ*、*Kindler/Sabka*, EuZW 2015, 460, 466; *Valender*, ZIP 2015, 1513, 1516, 1521; *Wimmer*, jurisPR-InsR 7/2015 Anm. 1, IIIを参照のり。
- (60) COM (2012) 742.
- (61) ABl. 2014 L 74/65, 1の点にのみあり、*Graenbrucher Kreis*, Vorinsolvenzliches Sanierungsverfahren in Deutschland?, ZIP 2016, 1208; *Lürken*, Totsagte leben länger – Neuer Anstoß aus Brüssel für die Einführung eines vorinsolvenzlichen Sanierungsverfahrens, NZI 2015, 3を参照のり。
- (62) COM (2015) 468, 1の点にのみあり、*Graf-Schlischer*, Der Aktionsplan zur Schaffung einer Kapitalmarktunion, Beilage zu ZIP 22/2016, 21; Schlegel, Harmonisierung des Rechtsrahmens für effiziente (vorinsolvenzliche) Unternehmensanierung, DB 2016, 819を参照のり。
- (63) 1の点に關する註釋にのみあり、*Oberhammer*,

Internationales Insolvenzrecht - Status quo und
Perspektiven, in: Gottwald/Hess, Procedural Justice,
2014, S. 1, 18 ff. だけを参照。